

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会長 浅沼健一
〔 公 印 省 略 〕

平成 20 年度建設副産物実態調査について（協力依頼）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、建設工事の施工に伴い発生する建設発生土や廃棄物等（以下「建設副産物」と呼ぶ）のりサイクルや適正処理は、資源循環型社会を構築するために極めて重要な課題となっております。

このため、国土交通省においては新たに必要となる対策を検討するため、平成 17 年度に引き続き、建設副産物対策の実態調査を実施することとなり、別添の通り協力要請がありました。

つきましては、ご多忙中誠に恐縮ではありますが、何卒、標記調査にご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、後日改めて、北海道開発局、各地方整備局及び沖縄総合事務局に設置された各地方建設副産物対策連絡協議会事務局（別添連絡先一覧を参照）から各都道府県建設業協会に本調査の協力依頼がなされ、調査票の発送・回収についても該当事務局が実施する予定です。

なお、貴会会員より本調査の趣旨、記入方法等の質問がございましたら、各地方建設副産物対策連絡協議会事務局にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

敬具

1. 調査対象者

建設副産物実態調査は 公共工事、民間公益企業発注工事、民間工事の 3 つの区分があり、
、 については発注者より受注業者に直接依頼がなされ、 については、各地方建設副産物対策連絡協議会が貴会会員のなかから抽出し、調査票等が送付されます。

2. 調査対象工事

、 については発注者から指示があり、 は民間工事の元請施工のなかで「資源の有効な利用の促進に関する法律」で定められた一定規模以上の工事（通年分）及び平成 20 年 11 月に完成する請負額が「100 万円以上」のすべての工事となります。（添付資料の調査要領の 3 ページをご参照下さい。）

3. 添付資料

- ・平成 20 年度 建設副産物実態調査の実施について（写）
- ・平成 20 年度 建設副産物実態調査 調査要領
- ・平成 20 年度 建設副産物実態調査 利用量・搬出先調査票

4. 回答方法

調査要領 11 ページに記載されているホームページから「利用量搬出先調査票入力システム」をダウンロードの上、当該システムを用いて回答することとします。ただし公共工事の発注者から「CREDA S 入力システム」での回答を指示された場合は、発注者の指示に従うものとし、「利用量搬出先調査票入力システム」での回答は不要です。

以 上

平成20年度 建設副産物実態調査

調 査 要 領

平 成 2 0 年

国 土 交 通 省

目 次

	頁
調査の目的について	1
調査内容について	2
2 . 1 調査の概要	2
2 . 2 利用量・搬出先調査の実施方法	3
2 . 3 施設調査の実施方法	8
調査への回答方法（利用量・搬出先調査）	1 1
利用量・搬出先調査の依頼方法	1 2
4 . 1 依頼内容	1 2
4 . 2 利用量・搬出先調査依頼機関	1 3
調査票の配布・回収方法	1 5
5 . 1 配布・回収	1 5
5 . 2 調査結果のチェック	2 0
スケジュール	2 2

調査の目的について

全産業廃棄物の排出量の約2割^{*1}を占める建設廃棄物の再資源化等率は92.2%となっており、平成14年度の91.6%から向上してきています。一方、建設発生土の利用率は62.9%となっており、平成14年度の65.1%から下降しています（平成17年度建設副産物実態調査より）。

建設廃棄物の最終処分量は、全産業廃棄物の最終処分量の約25%を占めており、また建設廃棄物の一部では不法投棄等の不適正処理も行われています。また、従来、建設廃棄物の受け皿となってきた最終処分場の残余容量が逼迫してきているとともに、今後、高度成長期に建設された建物の更新期を迎えることなど建設廃棄物の排出量が増大することが見込まれており、リサイクルや減量を促進することが緊急の課題となっています。

国土交通省では、平成7年度、平成12年度、平成17年度と基本的に5年周期で建設副産物の実態を把握するために、「建設副産物実態調査」（以下、「センサス」という。）を実施してきました。これらの調査結果は、建設副産物対策を総合的に推進することを目的に、『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律』（以下、「建設リサイクル法」という。）や「建設リサイクル推進計画2008」などの諸施策の策定及びその進捗状況の把握等に役立ててきました。

今後も、全国の建設副産物の実態に関するデータを継続して蓄積することが必要なことや、建設リサイクル推進計画改定後の実態を把握するため、「平成20年度建設副産物実態調査」（以下、「H20センサス」という。）を実施します。

H20センサスは、利用量・搬出先調査、再生処理施設の稼働実態調査（以下、「施設調査」という。）の2つの実態調査から構成されています（平成17年度までのセンサスでは、上記2つの調査以外に「総量調査」を実施していました）。

なお、センサスは、統計報告調整法（昭和27年 法律第148号）に基づき、総務省の承認を受けて実施する調査です。

表1 建設副産物実態調査の実施年度（調査対象工事年度を示す）

	平成 7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	1995					2000		2002			2005			2008
利用量・搬出先調査														
施設調査														
総量調査														×

注) 調査内容

利用量・搬出先調査：建設資材利用総量や再生資源の利用率の把握、
建設副産物の搬出総量や搬出先実態の把握

施設調査：施設立地状況の把握、施設からの搬出先調査

統計法第14条の規定により、調査の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に関する事項については、その秘密は保護されます。

*1 「産業廃棄物の排出及び処理状況等（平成17年度）について」（環境省）による産業廃棄物業種別排出量のうち建設業の占める割合は18.1%となっている。

調査内容について

2.1 調査の概要

(1) 調査項目の概要

H20 センサスで実施する2つの調査の調査項目の概要は、次のとおりです。

- 利用量・搬出先調査
 - 建設資材利用量（搬入利用量、現場内利用量）
 - 建設資材に占める再生資材利用状況及び再生資材の供給元
 - 建設副産物の発生量、現場内利用・現場内減量化状況、場外搬出状況、運搬距離
- 施設調査
 - 中間処理施設等の設置状況、処理能力
 - 最終処分場の設置状況、残余容量
 - 再資源化施設での再資源化・減量化・最終処分状況

(2) 調査区分

H20 センサスで実施する「利用量・搬出先調査」、「施設調査」の調査区分は、下図のとおりです。

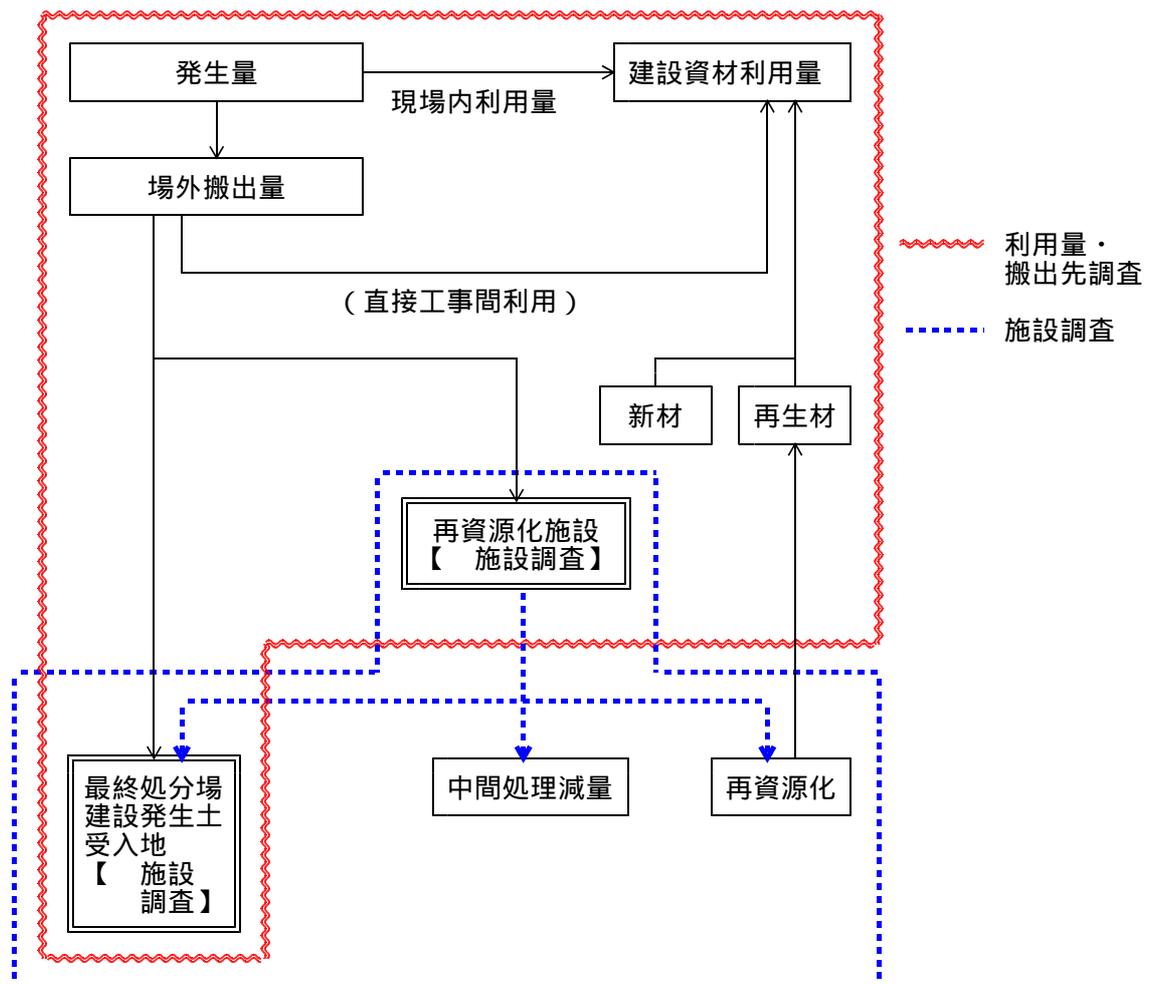
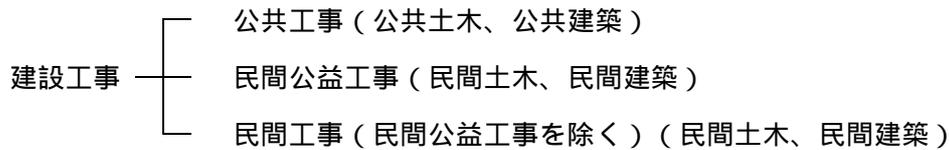


図1 H20 センサスの調査区分

(3) 工事区分

調査は、下図の ~ の区分で行います。



注）民間公益工事：電力、ガス、電気通信、鉄道の各社が発注する工事

2.2 利用量・搬出先調査の実施方法

(1) 調査の位置づけ

発注機関別、都道府県別の建設資材利用量及び再生資材の割合・供給元状況等、建設副産物の発生量・場外搬出量及び搬出先状況等を把握することを目的に行います。

(2) 調査概要

利用量・搬出先調査は調査対象により、公共・民間公益工事と民間工事（民間公益工事を除く）に分かれます。それぞれの調査の概要（調査対象工事、調査票記入者、調査の目的）は、次のとおりです。

利用量・搬出先調査（公共・民間公益工事）

- ・調査対象工事：平成20年度中に完成し、かつ、請負金額100万円以上の工事全て
- ・調査票記入者：公共・民間公益工事の元請業者
- ・調査の目的：建設資材利用量及び供給元種類・住所等、建設副産物発生量・場外搬出量及び搬出先・住所等を把握するため。

利用量・搬出先調査（民間工事（民間公益工事を除く））

- ・調査対象工事：民間工事のうち、次のa)及びb)の工事
 - a)平成20年度（通年）に完成した「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下、「資源有効利用促進法」という。）で定められた一定規模以上の工事
 - b)平成20年11月に完成した「請負金額100万円以上」の全ての工事
- ・調査票記入者：民間工事（民間公益工事除く）の元請業者
- ・調査の目的：建設資材利用量及び供給元種類・住所等、建設副産物発生量・場外搬出量及び搬出先・住所等を把握するため。

(3) 調査票記入者と対象工事

調査票記入者は、工事の元請業者とします。

調査対象工事の期間は、**平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間）に完成した建設工事を対象**に実施します。

したがって、平成19年度以前に着工した工事であっても、平成20年度に完成した工事は対象になります。また、平成20年度に着工した工事であっても、平成21年度以降に完成する工事は含みません。**記入する数量は、原則として着工から完成までの全工期中の量を対象**とします（図2参照）。

例外事項：複数年度にまたがる国債工事等の取扱いについて

請負金額は、当該年度の**年割り額（発注者に確認のうえ記入）**を記入し、工事内容については**当該年度分**の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量等のみ記入することとします。

公共工事、民間公益工事は、請負金額100万円以上の工事全てが調査対象となります。

民間工事（民間公益工事を除く）は、「資源有効利用促進法」に定められた一定規模以上に該当する工事（通年分）及び平成20年11月に完成した請負金額100万円以上の全ての工事が対象となります。

建設工事全体における建設副産物の発生量・搬出量等の実態を的確に把握するためには、規模の小さな工事の実態も把握する必要があります。民間工事の場合、一定の調査精度を確保する上で必要な工事件数を捕捉するため、1か月間については請負金額100万円以上の工事を対象としています（建設資材の利用量の大小や有無、及び、建設副産物発生量・搬出量の大小や有無に関わらず請負金額100万円以上の全ての工事が対象）。

2. 調査対象品目

本調査の対象品目は、搬入する建設資材と、搬出する建設副産物があり、具体的な品目は、下表のとおりです。

表3 調査対象品目

搬入する建設資材	搬出する建設副産物
<ul style="list-style-type: none"> ・土砂 ・生コンクリート ・木製製品 ・アスファルト混合物 ・砕石 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊 ・アスファルト・コンクリート塊 ・建設発生木材A (柱・ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの) ・建設発生木材B (立木、除根材などが廃棄物となったもの) ・建設汚泥 ・金属くず ・紙くず ・廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く) ・廃塩化ビニル管・継手 ・廃石膏ボード ・その他の分別された廃棄物 ・混合状態の廃棄物(建設混合廃棄物) ・建設発生土

3. 調査票の記入方法

利用量・搬出先調査では、国土交通省のホームページに掲載している「平成20年度建設副産物実態調査 入力システム」(以下、「H20センサス入力システム」という。)を用いて作成して下さい。ただし、「H20センサス入力システム」に代えて、H20センサスに対応した「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」や「平成20年度建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS)」を用いることも可能です(表4参照)。また、H20センサス調査項目を具備していれば、「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条」及び「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第7条」に基づいて作成した記録を用いることも可能です。

提出は原則として電子データでお願いしますが、パソコンの利用環境がない場合などは、紙帳票での提出も可能です。紙帳票を用いて提出する場合は、1件の工事ごとに1枚の様式を使用して下さい。調査票は、両面印刷の1枚の様式に1件の工事が記入できるようになっており、表面が建設資材の利用実績、裏面が建設副産物の発生・搬出実績となっております。調査票記入用紙は、必ず**両面印刷**で必要数コピーして利用して下さい。両面印刷できない場合は、それぞれの様式を1工事毎にまとめ、左上をホチキス等で留めて下さい。

記入に際しては、「5. 記入上の注意」をよくお読みになり、記入例を参考にご記入下さい。なお、調査票の記入方法に関する問い合わせは、下記の事務局までお願いいたします。

「電算入力システム」を活用することにより、調査票作成の負担の軽減が図られますので、「CREDAS」の活用をお勧めします。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/jittaihoua/index.htm>

調査票の記入方法に関する問い合わせ先

電 話：電話番号を記入
対応する時間帯及び曜日等を記入
FAX：FAX番号等を記入

4. 調査票の提出方法

【記入者における対応】

調査対象工事の元請業者の方は、工事完了後その実施状況を記録して下さい。

当該工事が公共工事および民間公益工事の場合は、その記録を発注者に提出して下さい。

また、当該工事が民間工事(民間公益工事を除く)の場合は、その記録を一旦各社の取りまとめ担当(本社)に提出して下さい。

なお、作成した記録は、控えとして自社で工事完成後1年間保存して下さい。内容に関して後日問い合わせをする場合があります。

【各社の取りまとめ担当(本社)における対応(民間工事の場合)】

当該工事が民間工事(民間公益工事を除く)の場合は、各元請業者の取りまとめ担当(本社)で一旦取りまとめ、本社がある都道府県を管轄する連絡協議会事務局(別紙参照)に提出して下さい。

【公共工事、民間公益工事担当者における対応】

調査対象工事の元請業者の方より提出された記録(電子データ又は紙帳票)の内容を必ず確認して下さい(請負金額、建設資材利用量、建設副産物発生・搬出量、搬出先情報など)。工事記録内容が正しければ、各事務所、支社のとりまとめ及び本社・本庁のとりまとめ担当を経由して、管轄する連絡協議会事務局(別紙参照)に提出して下さい。

なお、記録(データ)の提出方法は、次のとおりとなります。

表4 H20センサスにおける調査票(データ)の提出方法

調査票の記入	調査票(データ)の提出方法	提出の流れ	
		公共・民間 公益工事	民間工事
H20センサス入力システムを利用した場合	デジタルデータ等の電子媒体で提出(紙の調査票を提出する必要はなし)	元請業者 工事発注者 とりまとめ担当 事務局	元請業者 とりまとめ担当 事務局
CREDAS入力システムを利用した場合	デジタルデータ等の電子媒体で提出(紙の調査票を提出する必要はなし)	元請業者 工事発注者 とりまとめ担当 事務局	元請業者 とりまとめ担当 事務局
建設副産物情報交換システム(COBRIS)を利用した場合	提出する必要なし (登録のみ)		
紙の調査票を利用した場合	紙の調査票を提出 (発注者にて上記3入力システムのいずれかにデータ登録)	元請業者 工事発注者 とりまとめ担当 事務局	元請業者 とりまとめ担当 事務局

注：上記データの重複提出には、十分注意して下さい。

最終提出期限：平成21年 6月30日(火)(期限厳守)

ただし、「調査票の種類と様式」における民間工事のうち の工事(平成20年11月に完成した「請負金額100万円以上」の全ての工事)の提出期限は平成21年1月30日(金)とします。

5. 記入上の注意

提出した調査票の記入内容について問い合わせる場合がありますので、提出した調査票の控えをとっておいて下さい。

なお、問い合わせに際しては、請負会社記入欄の調査票記入者もしくは工事責任者に問い合わせしますので、それぞれの担当者名、連絡先（電話番号、FAX番号）を必ず記入して下さい。

発生量などの数値は、発生・利用しているにも関わらず、四捨五入して「0.0」となる場合は、「0.1」と記入して下さい。

例：建設発生木材Aが「40kg」発生した場合：「0.04トン」「0.1トン」

数量の整数部にカンマ「,」を付けないでください。また、桁間違いに十分注意して記入して下さい。小数点以下を記入する場合は必ず小数点（ピリオド）「.」を付けて記入して下さい。

なお、「請負金額」及び「運搬距離」については、記入桁が指定されていますので、ご注意ください。

例：請負金額 「12555000円」「12560000円」

例：運搬距離 「0.4km」「1km」

重量換算について

土砂、碎石、塩化ビニル管・継手、建設発生土以外の品目の数量単位は重量（トン）で記入して下さい。

体積から重量への換算は、個々の実態に基づいて記入して下さい。

実態値がない場合には、換算表（表9）を参考にして記入して下さい。

再生資材の供給元及び建設副産物の搬出先については、箇所毎に全ての内訳を記入して下さい。

ただし、建設副産物のうち「その他の分別された廃棄物」については、搬出先種類毎（売却、再資源化施設など）に1箇所として合算して記入して下さい。

表5 建設資材利用〔調査対象品目〕

分類	小分類	具体的品目説明
土砂	山砂、山土などの新材 (採取土、購入土)	土砂採取場で採取された山砂、山土で、埋め戻し、盛土等、土砂搬入工事に使用するために購入された土砂
	土質改良土 (土質改良プラントからの購入土) (第1種～第4種改良土)	工事等で発生した低品質の建設発生土を再利用するために、土質改良プラントにて石灰やセメント等を添加して含水比を低下させたり、粒度調整をしたりして、ある一定基準を満たす品質に高められた建設発生土(第1種改良土～第4種改良土) ただし、含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されない。
	建設発生土 (第1種～第4種建設発生土)	工事等で発生した土砂のことで、建設資材として再利用が可能なもの。土質区分については、表8参照。
	浚渫土	港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂その他これに類するもの。
	建設汚泥処理土 (第1種～第4種処理土)	工事等で発生した建設汚泥を脱水、乾燥、安定処理等の改良を行い、土質材料として利用できる性状としたもの (第1種建設汚泥処理土～第4種建設汚泥処理土)
	再生コンクリート砂	コンクリート塊から製造した砂
	生コンクリート	コンクリート用再生骨材H、M、Lを用いた生コンクリート
上記以外の生コンクリート (新材も含む上記以外の全て)		「上記以外の生コンクリート」には、次のような製品がある。 上記の「コンクリート用再生骨材(H、M、L)」以外の再生骨材を用いた生コンクリート 又は、新材骨材を用いた生コンクリート
木製資材		板材、パーティクルボード、合板、集成材(ボード)、繊維板など 角材、集成材(ボード除く)、植生基盤材など(植栽用の樹木は除く)。

表6 建設資材利用〔調査対象品目〕

分類	小分類	具体的品目説明
アスファルト混合物		アスファルト混合物には、次の品目があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・素粒度アスファルト混合物 ・密粒度アスファルト混合物 ・細粒度アスファルト混合物 ・開粒度アスファルト混合物 ・改質アスファルト混合物 ・アスファルト・モルタル ・加熱アスファルト安定処理混合物
石砕石	鉞さい	高炉スラグ、転炉スラグ、電気炉スラグ
	鉞さい以外の砕石	鉞さい以外の砕石として、次の品目があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・クラッシャーラン (岩石等を破碎した砕石、又は、コンクリート塊から製造した骨材に必要なに応じて補足材料を加えて混合した路盤材料(再生クラッシャーラン)) ・粒度調整砕石 (一定範囲の粒度となるよう調整した砕石、又は、コンクリート塊から製造した骨材に必要なに応じて補足材料を加えたものを適当な割合で混合して粒度調整した路盤材(再生粒度調整砕石)) ・単粒度砕石 (均一の粒度となるよう調整した砕石) ・ぐり石、割ぐり石 玉石大に割った石。原石を破碎した石。

表7 建設副産物搬出〔調査対象品目〕

	調査対象品目の名称 (発生時の性状で区分)	定義
建設 廃棄物	コンクリート塊	コンクリートの破片、コンクリートブロック
	アスファルト・コンクリート塊	アスファルトコンクリートの破片
	建設発生木材A (柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの)	木製資材(角材、合板、パーティクルボード、集成材、繊維板等)が廃棄物となったもの 伐木材、除根材、剪定枝、除草等は含まない。
	建設発生木材B (立木、除根材などが廃棄物となったもの)	伐木材、除根材等 ただし、剪定枝、除草等は含まない
	建設汚泥	・建設工事等に係わる掘削工事に伴って排出されるもののうち、標準ダンプトラックに山積みができず、またその上を人が歩けない状態のもの(コーン指数がおおむね200kN/m ² (2kgf/cm ²)以下または一軸圧縮強さが50kN/m ² (0.5kgf/cm ²)以下) ・廃ベントナイト泥水 ・リバー工法等に伴う廃泥水 出典:「建設廃棄物処理ガイドライン」(株)ぎょうせい(1990.6.20発行) 「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」(H2厚生省衛産37号)
	金属くず	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず等
	紙くず	工事現場で使用した紙類、ダンボール類
	廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)	フィルム、発泡スチロール等の包装資材等 廃塩化ビニル管・継手は、廃塩化ビニル管・継手の欄に記入して下さい。
	廃塩化ビニル管・継手	塩化ビニル管・継手が廃棄物となったもの
	廃石膏ボード	石膏ボードが廃棄物となったもの
その他分別された廃棄物	上記以外の廃棄物で現場分別し、排出されたもの	
混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	上記の建設廃棄物が混合状態となったもの	
建設発生土	表8 参照 第1種建設発生土 ↓ 浚渫土 (建設汚泥を除く)	・建設工事に伴い発生する土砂や浚渫土

注1) 上表の区分は、原則として発生した時点での状態で判断して下さい。
 但し、「混合状態の廃棄物(建設混合廃棄物)」は、現場外へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものを見なすこととします。
 注2) 分類の不明確なものについては、実際の処理に合わせて記入していただいで結構です。

表8 土質区分

区分	細区分	コーン指数 qc kN/m ²	土質材料の工学的分類		備考		セグ上の区分
			大分類	土質	含水比 (地山) Wn (%)	掘削方法	
第1種建設発生土 〔砂、礫及びこれらに準ずる物〕	第1種	800以上	礫質土	礫 {G} 砂礫 {GS}			第1種建設発生土
			砂質土	砂 {S} 礫質土 {SG}			
	第1種改良土		人工材料	改良土 {I}			
第2種建設発生土 〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずる物〕	第2a種	400以上	礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	40%程度以下		第2種建設発生土
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}			
	第2種改良土		人工材料	改良土 {I}			
第3種建設発生土 〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずる物〕	第3a種	200以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	40~80%程度		第3種建設発生土
	第3b種		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}			
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}			
	第3種改良土		人工材料	改良土 {I}			
第4種建設発生土 〔粘性土及びこれに準ずる物〔第3種建設発生土を除く〕〕	第4a種	200未満	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	80%程度以上		第4種建設発生土
	第4b種		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}			
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}			
			有機質土	有機質土 {O}			
	第4種改良土		人工材料	改良土 {I}			
泥 土	泥土a	200未満	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	80%程度以上		浚渫土
	泥土b		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}			
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}			
			有機質土	有機質土 {O}			
	泥土c		高有機質土	高有機質土 {Pt}			

<重量換算について>

体積から重量への換算は、個々の実態に基づいて記入して下さい。
実態値がない場合には、換算表(表9)を参考にして記入して下さい。

表9 参考 重量換算係数 (t/m³)

	荷積み状態での換算値		実体積による換算値	産業廃棄物 (環境省) 注2
	建廃ガイドライン値 注1	参考値		
建設汚泥	1.2 ~ 1.6	1.4	1.4	1.10
コンクリート塊	(建設廃材 1.6 ~ 1.8)	1.8	2.35 (無筋)	1.48
アスファルト・コンクリート塊		1.8	2.35	
建設発生木材	0.4 ~ 0.7	0.5		0.55
建設混合廃棄物			0.24 ~ 0.30 注3	0.26
砕石			2.0 注4	
廃プラスチック			1.1	0.35
廃塩化ビニル管・継手		200 注5 (kg/m ²) (管・fl ²)		
廃石膏ボード		0.65 ~ 0.8 注6		
紙くず			0.5	0.30
アスベスト			0.9	0.30

注1) 建廃ガイドライン値: 『「建設廃棄物処理ガイドライン」厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室監修』による値

注2) 産業廃棄物(環境省): 『産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について』(環産廃発第061227006号)の別添2に示された換算係数。ただし、建設廃棄物に限定するものではないため、注意が必要。

注3) 建設混合廃棄物は(社)建設業協会及び(社)全国産業廃棄物協会の混合廃棄物組成分析調査結果による。

注4) 盛土状態での換算値。『「道路橋示方書・同解説」(社)日本道路協会』等による値。

注5) 塩化ビニル管・継手協会のリサイクル協力会社における値。

注6) (社)石膏ボード工業会『石膏ボードハンドブック』による値。

表 1 0 搬出先の種類の定義

建設発生土の場合	
コード	具体的説明
1. 売却	搬出工事の請負会社が建設発生土を売却してその代価を得た場合
2. 他の工事現場 (内陸)	内陸の建設発生土を必要とする工事(公共、民間は問わない)への搬出(売却は除く) 例: 埋め戻し、盛土、路盤材、池沼の埋立、宅地造成、土地改良等
3. 他の工事現場 (海面)	海面埋立工事、海岸・海浜事業等
4. 土質改良プラント (再利用先工事が決定)	土質改良プラントへの搬出で、再利用される工事の予定がある場合
5. 土質改良プラント (再利用先工事が未決定)	土質改良プラントへの搬出で、再利用される工事が未決定の場合
6. スtockヤード (再利用先工事が決定)	建設発生土の一時保管場所(仮置き場)、中継施設、積換施設への搬出で、再利用される工事の予定がある場合
7. スtockヤード (再利用先工事が未決定)	建設発生土の一時保管場所(仮置き場)、中継施設、積換施設への搬出で、再利用される工事が未決定の場合
8. 工事予定地	次年度以降に工事計画等の予定地(仮置き場)へ搬出した場合
9. 採石場・砂利採取 跡地等復旧事業	砕石や砂利を採取した窪地等の跡地を復旧(埋め戻し)するために搬出した場合
10. 廃棄物最終処分場 (覆土としての受入)	廃棄物処理法で規定された最終処分場の覆土として搬出した場合
11. 廃棄物最終処分場 (覆土以外の受入)	廃棄物処理法で規定された最終処分場(覆土以外)へ搬出した場合
12. 建設発生土受入地 (公共事業の土捨場)	公共事業で確保した建設発生土受入地(土捨場)へ搬出した場合
13. 建設発生土受入地 (農地受入)	個人農家の農地を嵩上げする目的などで、搬出した場合
14. 建設発生土受入地 (民間土捨場・ 残土処分場)	民間の建設発生土受入地(土捨場・残土処分場)へ搬出した場合

建設廃棄物の場合		
コード	定義	
1. 売却	搬出工事の請負会社が建設廃棄物(発生時点)を売却してその代価を得た場合(有価物)	
2. 他の工事現場	廃棄物処理法に規定された「再生利用指定制度」(個別指定制度、一般指定制度、大臣認定)を活用して、建設廃棄物を必要とする工事(公共、民間は問わない)へ搬出(売却は除く)	
3. 広域認定制度 による処理	廃棄物処理法に規定された「広域認定制度」を活用して、当該製品の製造、加工、販売等の事業を行う者が適正な処理を行った場合	
4. 中間処理施設 (再資源化施設: 合材プラント)	アスファルト・コンクリート塊を破砕処理し、再生アスファルト合材用骨材として利用している合材プラント	
5. 中間処理施設 (再資源化処理: 合材プラント以外)	建設廃棄物の破砕、脱水等の再生・再資源化処理をする中間処理施設への搬出で、以下に例を示す。	
	建設廃棄物の種類	施設の種類の種類
	アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊	建設廃材処理施設(アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の破砕施設)
	建設発生木材	チップ化施設、選別施設処理施設
	建設汚泥	汚泥処理施設(汚泥の脱水、天日乾燥、汚泥の焼成施設等)
	廃プラスチック	廃プラスチック処理施設(ペレット化、油化、溶融固化等)
	廃塩化ビニル管・継手	廃塩化ビニル管・継手処理施設
	廃石膏ボード	廃石膏ボード処理施設
	混合状態の廃棄物(建設混合廃棄物)	選別施設
		主な再生材
		再生砕石
		木材チップ
		流動化処理土改良建設汚泥
		ペレット、再生油、固形燃料
		塩化ビニル管
		石膏ボード
		土砂、コンクリート塊、木くず、廃プラ等の単品
6. 中間処理施設 (サーマル リサイクル)	建設廃棄物を熱源として利用し熱回収(サーマルリサイクル)する中間処理施設への搬出で、以下に例を示す。	
	建設発生木材	燃料化施設を有する建設発生木材処理施設 例: バイオマス発電施設、セメント工場
7. 中間処理施設 (単純焼却)	建設発生木材又は建設混合廃棄物で、再生利用(熱回収を含む)を行わず、単純焼却、減容化のみ行う中間処理施設への搬出で、以下のもの	
	建設発生木材	チップ化施設、選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例: 木くずの単純焼却施設
	建設混合廃棄物	選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例: 建設混合廃棄物の単純焼却施設、減容化施設
8. 廃棄物最終処分場	(廃棄物処理法で規定された)内陸型・海面型最終処分場(安定型、管理型、遮蔽型)への搬出	
9. その他の処分	その他の再利用に供しない施設等への搬出	

別紙 建設副産物対策連絡協議会等 事務局連絡先

協議会名	事務局	住所	電子メール	電話番号	管内都道府県
北海道地方 建設副産物対策連絡協議会	北海道開発局 事業振興部技術管理課 技術調査係	〒 060-8511 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎	Recycle @hkd.mlit.go.jp	011-709-2311 (5654)	北海道
東北地方 建設副産物対策連絡協議会	東北地方整備局 企画部技術管理課 労働資材係	〒 980-8602 宮城県仙台市青葉区二日町 9-15	rodoshizai @thr.mlit.go.jp	022-225-2171 (3281、3282)	青森県・岩手県・宮城県 秋田県・山形県・福島県
関東地方建設副産物 再利用方策等連絡協議会	関東地方整備局 企画部技術調査課 安全施工係	〒 330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	recycle@ aa.ktr.mlit.go.jp	048-601-3151 (3261、3262)	茨城県・栃木県・群馬県 埼玉県・千葉県・東京都 神奈川県・山梨県・長野県
北陸地方 建設副産物対策連絡協議会	北陸地方整備局 企画部技術管理課 教習係	〒 950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町 1-1-1 新潟美咲合同庁舎 1 号館	fukusan@ hrr.mlit.go.jp	025-280-8880 (3331)	新潟県・富山県・石川県
中部地方 建設副産物対策連絡協議会	中部地方整備局 企画部技術管理課 技術審査係	〒 460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	gikanmado @cbr.mlit.go.jp	052-953-8131	岐阜県・静岡県 愛知県・三重県
建設副産物対策 近畿地方連絡協議会	近畿地方整備局 企画部技術調査課 労働資材係	〒 540-8586 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館	recycle @kkf.mlit.go.jp	06-6942-1141 (3281、3282)	福井県・滋賀県・京都府 大阪府・兵庫県・奈良県 和歌山県
中国地方 建設副産物対策連絡委員会	中国地方整備局 企画部技術管理課 労働資材係	〒 730-8530 広島県広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 広島合同庁舎 2 号館	takeda-k87fb @cgr.mlit.go.jp	082-221-9231 (3281、3282)	鳥取県・島根県 岡山県・広島県・山口県
建設副産物対策 四国地方連絡協議会	四国地方整備局 企画部技術管理課 基準第二係	〒 760-8554 香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎	recycle @skr.mlit.go.jp	087-851-8061 (3341)	徳島県・香川県 愛媛県・高知県
九州地方 建設副産物対策連絡協議会	九州地方整備局 企画部技術管理課 基準第二係	〒 812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎	fujino-8911 @qsr.mlit.go.jp	092-471-6331 (3341、3342)	福岡県・佐賀県・長崎県 熊本県・大分県・宮崎県 鹿児島県
沖縄地方 建設副産物対策連絡協議会	沖縄総合事務局 開発建設部技術管理課 資材労務係	〒 900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	gikan1 @ogb.cao..go.jp	098-866-0031 (3281)	沖縄県